

子育て応援パスポート特別企画業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が△△△（以下「乙」という。）に委託する、子育て応援パスポート特別企画業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 業務の目的

県内の子育て世帯を社会全体で応援する気運をより一層高めていくため、子育て応援パスポート特別企画を実施し、広く広報することにより、パスポートの利用促進及び協賛店舗の拡大を図る。

(2) 業務を委託する期間

契約を締結した日から令和7年2月28日までとする。

(3) 用語の定義

用語	定義
子育て応援パスポート (ファミたんカード)	①県が平成19年12月から実施している子育て家庭を応援する事業。県内在住の子育て家庭に交付する子育て応援パスポート(ファミたんカード)のこと。 ②協賛企業(協賛店舗)で提示すると、さまざまな優待サービスを受けることができる。 【利用対象者】18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの子ども及び妊婦とその家族が対象となる。

(4) 子育て応援パスポート特別企画について

「福島県子育て週間」に期間限定で特別優待サービス(通常のサービスより手厚いサービス※)を提供するキャンペーンを実施する。

※例:お会計5%OFF→20%OFF、おまけ1個プレゼント→2個プレゼント 等。

○企画実施期間:令和6年11月10日(日)~令和6年11月23日(土)(福島県子育て週間)

○全体スケジュール

5~8月 参加店の掘り起こし

子育て週間・こどもまんなか月間の周知及び子育て応援パスポート特別企画の周知、広報。(協賛店舗の募集に関する広報)

8~9月 参加店舗の公募

9~10月 子育て週間・こどもまんなか月間の周知及び子育て応援パスポート特別企画の周知、広報。(パスポート利用者に対する参加店舗の広報)

11月 特別企画実施期間(10日~23日)

12月 参加者の反応聴取、実績とりまとめ

(5) 具体的な業務内容

上記企画を実施するために、乙は以下の業務に取り組むこととする。

乙は、契約締結後、速やかに本業務のスケジュール等をまとめた事業計画書(任意様式)を作成し、甲に提出の上、承諾を得ること。

ア 特設サイトの作成及び広報

- ・子育て応援パスポート特別企画を実施するにあたり、乙は、甲と連携し、参加店募集および企画周知のための広報活動を行うこと。
- ・広報活動は、11月の10日から23日に実施する特別企画に向け、計画的に行うこと。

■特設サイト作成

企画概要説明、参加店募集のフォーマット設置、参加店情報掲載、参加店舗アンケートフォーマット設置を行う。

- ・広報媒体については以下のとおりとする。乙は、上記広報活動を行う際には、その内容について必ず甲と協議し、同意を得た上で行うこと。

■SNS・ウェブによる広報

参加店募集及び参加店利用促進を図るSNS投稿10回以上。または同様の効果が期待できるウェブによる広報。（ターゲットを絞った広報）

■雑誌等広報

参加店募集及び参加店利用促進を図る雑誌等への広告掲載2回以上。（ターゲットを絞った広報）

■フリーペーパー広報

参加店募集及び参加店利用促進を図るフリーペーパーへの広告掲載2回以上。

■オンライン広告

参加店利用促進を図るオンライン広告（例：ディスプレイ広告など）（ターゲットを絞った広報）

■新聞等広報

子育て週間、こどもまんなか月間の周知を図る広報（例：新聞広告やオンラインのディスプレイ広告など）を1回以上。（一般向け広報）

■周知ポスター

参加店利用促進、こどもまんなか月間、子育て週間の周知を図るポスター作成。（一般向け広報）

イ 参加店の公募

- ・乙は、特設サイトから特別企画への参加店舗を公募すること。
- ・参加店舗の公募にあたって、乙は、特別企画の募集期間開始前および該当期間中に、上記広報による企画の周知や店舗への呼びかけを行う。県や市町村と協力しながら参加店舗の掘り起こしを行い、概ね県内地域バランスのとれた形で100店舗を目標とする。
- ・特別企画の協賛店舗の種別は問わないが、飲食店、小売店、書店、美容院、レジャー施設等を中心に呼びかけをする。
- ・乙は、特別企画の参加店募集期間において、週に1回、参加申込のあった店舗情報を一覧にまとめ、電子メール（アドレス：kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp）で甲に提出すること。
- ・乙は、参加店舗の公募終了後、パスポート利用者に対する参加店舗の広報において、重点的に店舗の紹介を行う。

ウ 参加店舗へのアンケート

- ・乙は、特別企画の期間終了後、参加店舗へのアンケートを特設サイトにて実施し、結果をとりまとめのうえ甲へ報告すること。
- ・アンケート項目及びアンケートの周知方法については、事前に甲と協議すること。

3 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）
- (2) 委託業務完了報告書（別記第2号様式）
- (3) 実績報告書（別記第3号様式）

※本様式を委託契約書第10条第1項に定める実績報告とする。

4 成果品

委託契約書第10条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) 特別企画参加店舗一覧
- (2) 参加店舗募集に関する広報の実績（時期、広報内容が確認できる写しを添付）
- (3) 参加店舗利用促進に関する広報の実績（時期、広報内容が確認できる写しを添付）
- (4) 参加店舗アンケートの結果
- (5) その他甲が必要と認める書類等

5 委託料の支払

委託契約書第11条第5項に定める委託料前金払請求書については、別記第4号様式のとおりとする。

また、第10条第2項に定める検査に合格し、支払い残額を請求しようとするときは、別記第5号様式によるものとする。

6 財産（備品）の取扱い

本事業は、国の交付金を財源としていることから、乙の委託業務の実施に伴って取得した財産（備品）がある場合は、処分（目的外使用・譲渡・交換・貸付・廃棄等）にあたって、あらかじめ県の承認を得なければならない。

（処分の制限を受ける期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を参照すること。）

7 企業（店舗）情報の取扱（守秘義務）

乙は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、業務終了後であっても同様とする。

乙の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が自己の責任において処理しなければならない。

8 その他

- (1) 事業の一部を第三者に委託しようとする場合は、事前に協議を行うこと。
- (2) 委託業務に関連する書類は、事業完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 所在地
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付けで着手しましたので
届け出ます。

- 記
- 1 業務名 _____
- 2 委託料の額 金 円
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 所在地
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、報告
します。

記

1 業務名 _____

2 委託料の額 金 円

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

委託業務実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 所在地
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務の実績について、関係書類を添えて報告します。

記

業 務 名	
委託契約年月日	
契 約 額	円
着手年月日	
完了年月日	

添付書類（成果品）

- (1) 特別企画参加店舗一覧
- (2) 参加店舗募集に関する広報の実績（時期、広報内容が確認できる写しを添付）
- (3) 参加店舗利用促進に関する広報の実績（時期、広報内容が確認できる写しを添付）
- (4) 利用者アンケートの結果
- (5) その他校が必要と認める書類等

福島県知事様

受託者 所在地
名称
代表者 印

「 委託料前金払請求書

令和 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第11条第5項の規定により、下記のとおり請求します。

記

前金払請求額 _____ 円

内訳

契約金額	受領済額	今回請求額	残額	備考

前金払が必要な理由

本件責任者及び担当者

責任者指名

担当者指名

連絡先

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 所在地
名称
代表者

印

「 」委託料請求書

令和 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額（支払い残額） _____ 円

確定金額	受領済額	残 額	備考

本件責任者及び担当者

責任者指名

担当者指名

連絡先